

# 要配慮者利用施設における 避難確保計画作成の手引き

令和3年7月

西宮市

# 目次

## 1 総則

---

|     |                       |   |
|-----|-----------------------|---|
| 1-1 | 避難確保計画の必要性            | 1 |
| 1-2 | 要配慮利用施設の範囲            | 1 |
| 1-3 | 避難確保計画の作成検討フロー        | 2 |
| 1-4 | 避難確保計画を作成するために参考となる資料 | 4 |

## 2 洪水編

---

|       |                      |    |
|-------|----------------------|----|
| 2-1   | 洪水の危険性               | 5  |
| 2-2   | 避難確保計画の作成主体及び内容      | 5  |
| 2-3   | 洪水時の体制               | 6  |
| 2-3-1 | 注意体制                 | 6  |
| 2-3-2 | 警戒体制                 | 6  |
| 2-3-3 | 非常体制                 | 6  |
| 2-3-4 | 各体制時の業務内容の例          | 7  |
| 2-3-5 | 事前休業の判断について          | 8  |
| 2-4   | 情報収集・伝達について          | 8  |
| 2-5   | 避難誘導について             | 8  |
| 2-5-1 | 避難場所の設定              | 9  |
| 2-5-2 | 避難経路図の作成             | 9  |
| 2-6   | 避難の確保を図るための施設の整備について | 10 |
| 2-7   | 防災教育・訓練の実施について       | 10 |

## 3 土砂災害編

---

|       |                      |    |
|-------|----------------------|----|
| 3-1   | 土砂災害の危険性             | 11 |
| 3-2   | 避難確保計画の作成主体及び内容      | 11 |
| 3-3   | 土砂災害時の体制             | 12 |
| 3-3-1 | 注意体制                 | 12 |
| 3-3-2 | 警戒体制                 | 12 |
| 3-3-3 | 非常体制                 | 13 |
| 3-3-4 | 各体制時の業務内容の例          | 13 |
| 3-3-5 | 事前休業の判断について          | 13 |
| 3-4   | 情報収集・伝達について          | 13 |
| 3-5   | 避難誘導について             | 13 |
| 3-5-1 | 避難場所の設定              | 13 |
| 3-5-2 | 避難経路図の作成             | 13 |
| 3-6   | 避難の確保を図るための施設の整備について | 14 |
| 3-7   | 防災教育・訓練の実施について       | 14 |

# 1 総則

## 1-1 避難確保計画作成の必要性

平成 29 年 6 月に水防法及び土砂災害防止法が一部改正されたことにより、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設については、「避難確保計画の作成」及び「市町村長への報告」、「同計画に基づく避難訓練の実施」が義務付けられました。

令和 2 年 7 月豪雨は九州を中心に全国で大きな被害をもたらし、熊本県の特別養護老人ホームでは施設が浸水し、逃げ遅れた入居者がお亡くなりになるという事故が発生しました。

大規模な浸水被害が発生した場合に、施設の利用者を円滑かつ迅速に避難させる体制を整えておくことは必須です。そのために、避難確保計画において必要な防災体制、情報収集、避難誘導、防災訓練等を計画で定める必要があります。

## 1-2 要配慮者利用施設の範囲

### 【要配慮者利用施設の範囲】

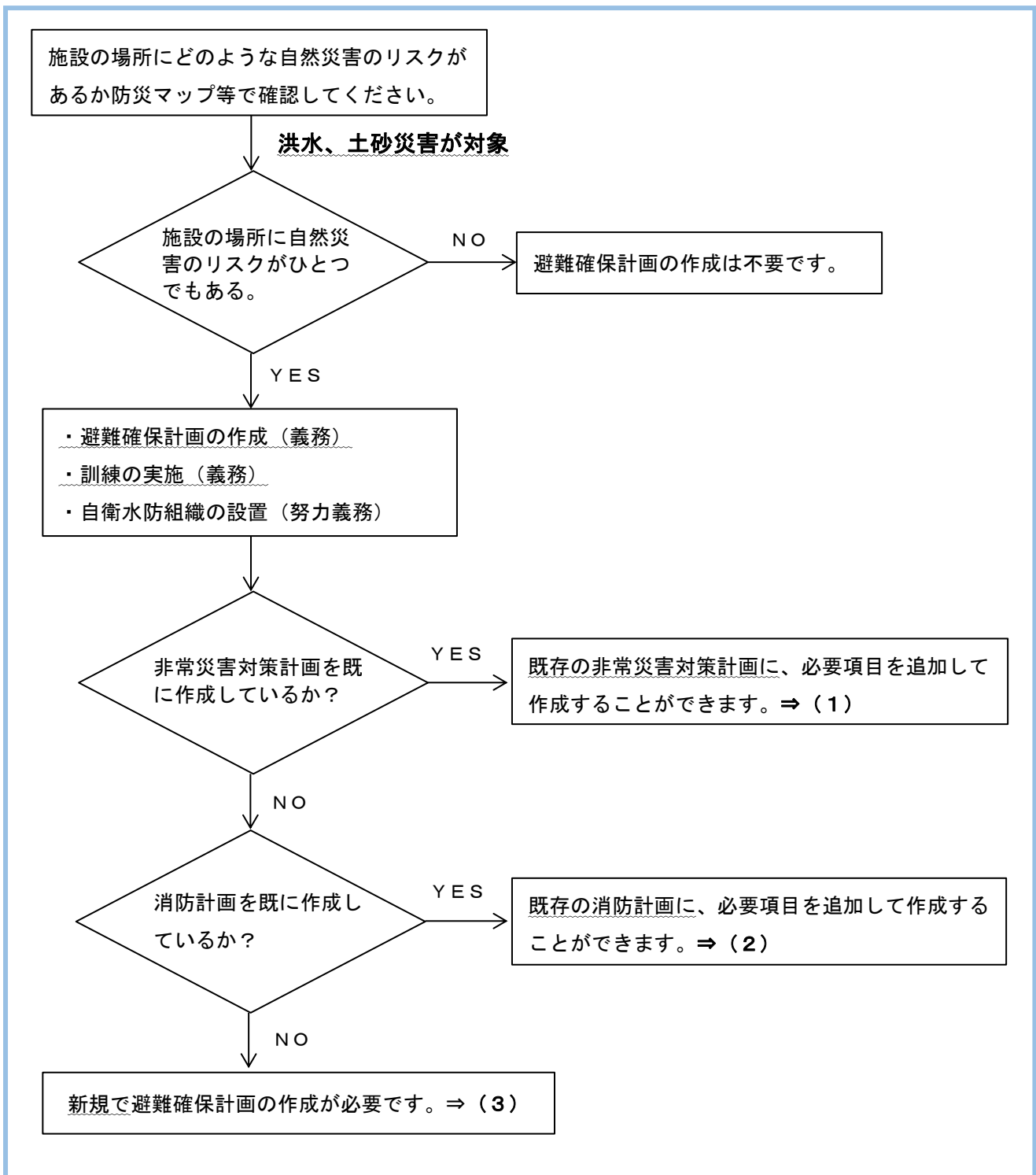
|        |   |
|--------|---|
| 社会福祉施設 | 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等                    |
| 学校     | 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校 |
| 医療施設   | 病院、診療所（有床に限る）                                 |

### 【社会福祉施設の具体的な施設の種類の種類】

|          |   |
|----------|---|
| 高齢者施設    | 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム |
| 保護施設     | 救護施設、更生施設、医療保護施設  |
| 児童福祉施設等  | 保育所（幼保連携型・保育所型認定こども園を含む）、助産施設、母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、児童館・児童センター、留守家庭児童育成センター、民設放課後児童クラブ、小規模保育施設、家庭的保育施設、事業所内保育施設、認可外保育施設                           |
| 障害児・者施設等 | 生活介護事業所、短期入所施設、障害者支援施設、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、障害児入所施設、障害児通所施設、福祉ホーム、地域活動支援センター、視覚障害者図書館、身体障害者福祉センター、盲人ホーム、障害者生活ホーム               |
| その他      | あすなろ学級みらい、子育て総合センター、みやっこキッズパーク  |

### 1-3 避難確保計画の作成検討フロー

以下のフローを参考に避難確保計画の作成が必要かどうか、ご確認ください。



※非常災害対策計画や消防計画を既に作成している場合でも、新規で作成することも可能です。

※消防計画を修正する場合は、別途、所轄の消防署へ修正した消防計画の提出が必要です。

### (1) 非常災害対策計画に必要項目を追加する場合

「計画で定めるべき項目」の下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、以下の表を参考に非常災害対策計画に下線部分を追加することで、避難確保計画を作成したとみなすことができます。西宮市ホームページに掲載の「非常災害対策計画に追加する場合」をご参照ください。

|            | 非常災害対策計画   | 避難確保計画  |
|------------|--|---|
| 計画で定めるべき項目 | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設等の立地条件</li> <li>災害に関する情報の入手方法</li> <li>災害時の連絡先及び通信手段の確認</li> <li>避難を開始する時期、判断基準</li> <li>避難場所</li> <li>避難経路</li> <li>避難方法</li> <li>災害時の人員体制、指揮系統</li> <li>関係機関との連携体制</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画の目的</li> <li>計画の適用範囲</li> <li>防災体制</li> <li>情報収集及び伝達</li> <li>避難の誘導</li> <li>避難確保を図るための<u>施設の整備</u></li> <li><u>防災教育及び訓練の実施</u></li> <li>自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る。）</li> </ul> |

### (2) 消防計画に必要項目を追加する場合

以下の項目を追加することで、避難確保計画を作成したとみなすことができます。西宮市ホームページに掲載の「消防計画に追加する場合」をご参照ください。

| 洪水                                     | 土砂災害                   |
|--|------------------------|
| 計画の目的                                  | 計画の目的                  |
| 防災体制                                   | 防災体制                   |
| 避難誘導                                   | 避難誘導                   |
| 避難の確保を図るための施設の整備（資器材等）                 | 避難の確保を図るための施設の整備（資器材等） |
| 防災教育及び訓練の実施                            | 防災教育及び訓練の実施            |
| 自衛水防組織の業務に関する事項<br>（※自衛水防組織を設置する場合に限る） |                        |

### (3) 新規で避難確保計画を作成する場合

本手引きおよび西宮市ホームページに掲載の「新規作成用ひな形」等を基に避難確保計画を作成してください。

## 1-4 避難確保計画を作成するために参考となる資料

### 1 災害に関すること

- 西宮市防災ポータル

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>



- 西宮市防災マップ

<https://www.nishi.or.jp/kurashi/anshin/bosaijoho/kakushumap/2019bosaimap.html>



- 備えよう！にしのみや防災ガイド

<https://www.nishi.or.jp/kurashi/anshin/bosaijoho/saigainitsuteshiru/chishiki/1.html>

- 国土交通省ホームページ：洪水想定区域図・ハザードマップ

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/>

- 兵庫県ホームページ：兵庫県CGハザードマップ

<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

- 兵庫県ホームページ：県内河川の「洪水浸水想定区域図」等について

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/page.html>

- 国土交通省ホームページ：川の防災情報

<https://www.river.go.jp/index>

### 2 避難確保計画に関すること

- 国土交通省ホームページ：要配慮者利用施設の浸水対策

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

- 国土交通省ホームページ：要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

(YouTube MLIT channel)

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/youtube/index.html>

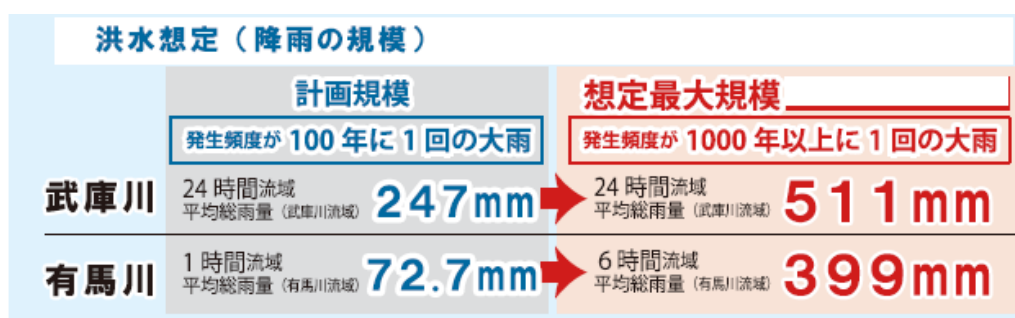
## 2 洪水編

### 2-1 洪水の危険性

上流の三田市や宝塚市等で大雨が降り続けると、武庫川や有馬川の水位が上がり、堤防を越えたり、堤防が決壊したりして、浸水する場合があります。

また、西宮市内で急激な大雨が降ると夙川等の中小河川でもあふれてしまうことがあります。市内で急激な大雨が降った場合に避難までの時間的な余裕がなく、危険な状況になることが予想されます。西宮市防災マップでは、堤防の決壊の可能性のある地点ごとに浸水区域・浸水深さの最大を表した洪水浸水想定区域図を確認することができます。

参考：西宮市防災マップに掲載している洪水想定



### 2-2 避難確保計画の作成主体及び内容

要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成します。水防法施行規則第 16 条に基づき、避難確保計画で定めるべき事項は、次のとおりです。

- ①洪水時等の防災体制に関する事項
- ②洪水時等の避難の誘導に関する事項
- ③洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置した場合に限る。）
- ⑥その他、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項



## 2-3 洪水時の体制

施設利用者に安全に避難してもらうために、台風や集中豪雨による洪水で要配慮者利用施設が浸水する危険がある場合の防災体制を確立するとともに、平時から体制ごとの職員等の役割分担を設定しておく必要があります。防災体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、次の内容を参考に、施設の実情に応じて設定しましょう。

### 2-3-1 注意体制

注意体制の設置の目安となる基準は以下のとおりです。

- 洪水注意報が発表されたとき
- 河川の氾濫注意情報が発表されたとき

浸水が発生する危険性が高まった際に、素早い対応等ができるように、常に連絡が取れる状態に保っておく体制です。情報収集や浸水対策を行うなど、実際に活動する場合に素早い体制を確立できるよう準備します。

### 2-3-2 警戒体制

警戒体制の設置の目安となる基準は以下のとおりです。

- 高齢者等避難（警戒レベル3）が発令されたとき
- 洪水警報が発表されたとき
- 河川の氾濫警戒情報が発表されたとき

迅速かつ的確な情報収集に努め、利用者の避難行動を開始する体制です。特に、市が発令する高齢者等避難（警戒レベル3）の情報には十分に注意する必要があります。

### 2-3-3 非常体制

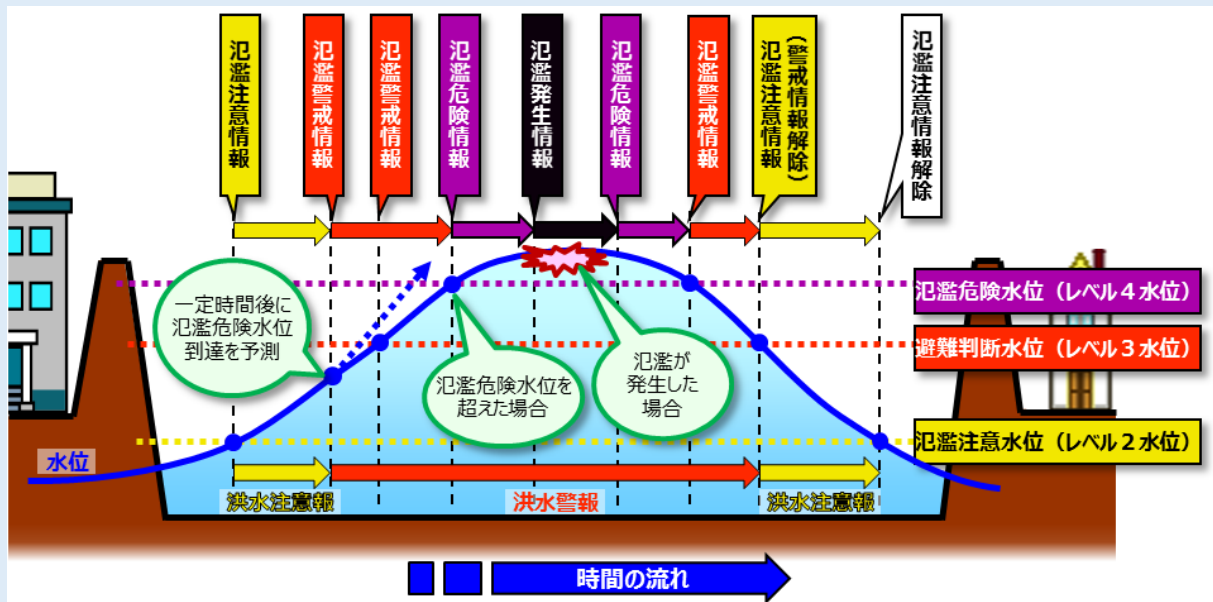
この体制の設置の目安となる基準は以下のとおりです

- 避難指示（警戒レベル4）が発令されたとき
- 河川の氾濫危険情報が発表されたとき

施設全体の避難行動を完了させる体制です。すでに浸水が始まっている、または夜間や大雨などで足元が良く見えないなど、屋外への避難が困難になっている場合は無理に避難場所へ移動せずに施設内の上階に避難します。

#### 【参考】指定河川洪水予報の発表基準について

| 洪水予報の標題（種類）      | 発表基準  | 市町村・住民に求める行動の段階                                   |
|------------------|---|---|
| 〇〇川氾濫発生情報（洪水警報）  | 氾濫の発生（氾濫水の予報※）  | 氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】                           |
| 〇〇川氾濫危険情報（洪水警報）  | 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達   | いつ氾濫してもおかしくない状態<br>避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】 |
| 〇〇川氾濫警戒情報（洪水警報）  | 一定時間後に氾濫危険水位（レベル4水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（レベル3水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 | 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】                 |
| 〇〇川氾濫注意情報（洪水注意報） | 氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合                                     | 氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】                       |



出典：気象庁 HP「指定河川洪水予報の解説」

### 2-3-4 各体制時の業務内容の例

災害の状況に合わせて「いつ」、「何を」、「誰が」行うかを明確にしておくことが大切です。

|      | 体制確立の判断時期   | 活動内容   | 対応要員     |
|------|---|--|----------|
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合<br>・洪水注意報発表<br>・氾濫注意情報発表<br>(武庫川)(甲武橋)地点<br>(夙川)(夙川)地点                     | 洪水予報等の情報収集                                   | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合<br>・当施設の町名に高齢者等避難の発令<br>・洪水警報発表<br>・氾濫警戒情報発表<br>(武庫川)(甲武橋)地点<br>(夙川)(夙川)地点 | 洪水予報等の情報収集                                   | 情報収集伝達要員 |
|      |   | 使用する資器材の準備                                   | 避難誘導要員   |
|      |   | 利用者家族への事前連絡<br>周辺住民への事前協力依頼                  | 情報収集伝達要員 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合<br>・当施設の町名に避難指示の発令<br>・氾濫危険情報発表<br>(武庫川)(甲武橋)地点<br>(夙川)(夙川)地点              | 施設内全体の避難誘導<br>(屋外へ避難することが困難な場合は、施設内での避難とする。) | 避難誘導要員   |

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

### 2-3-5 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想され、公共交通機関の計画運休が予定されている場合や、暴風警報（特別警報）・大雨警報（特別警報）・洪水警報等の気象警報等が発表された場合、事前休業とすることが考えられます。施設の営業時間や利用者の特性等を踏まえて目安を設定しておきましょう。

例①) 大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、事前休業とする。

例②) 午前8時の時点で、阪神南部または西宮市に以下のいずれかが発表されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

「暴風警報又は特別警報」、「大雨警報又は特別警報」、「洪水警報」

### 2-4 情報収集・伝達について

気象情報や洪水情報・河川水位の情報、避難情報などをテレビやインターネットなどを用いて最新の情報を収集するように努めます。どういう情報がどのホームページにアクセスすれば取得できるのかについて、計画に記載しておくとともに、日頃からアクセスすることを習慣づけておくことが必要です。また、停電が発生した場合でも情報を取得できる手段（ラジオ、タブレット、携帯電話等）を確保し、収集した情報を職員間で共有できる仕組みを作っておきましょう。

にしのみや防災ネットでは、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、あらかじめ登録された方に、西宮市の防災情報、気象警報、緊急情報等を発信しています。施設管理者や情報収集担当者等におかれましては、ご登録をお願いします。

夜間や休日を含めた緊急時における情報共有がスムーズに行えるように、連絡網および連絡体制をあらかじめ定めておくことも重要です。

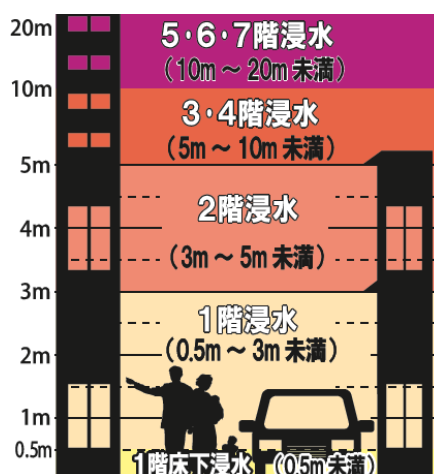
また、施設利用者家族への連絡について、連絡する内容や、連絡が取れない場合の対応等について事前に調整しておくことで避難や家族への引き渡しの際のトラブルを防ぐことにつながります。

### 2-5 避難誘導について

避難とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保することです。倒壊の恐れがない場合で、屋外に出ることがかえって危険な場合は、施設上階へ移動することも避難行動の一つです。

洪水ハザードマップで浸水想定区域と浸水深を確認すると、浸水深ごとの色分けをもとに、施設がどの程度浸水する可能性があるのかということをイメージすることができます。

西宮市防災ポータル「地凶情報」では、表示させるマップ等を選択し、住所地で検索することが可能です。浸水想定区域等の確認にご活用ください。



浸水深のイメージ

## 2-5-1 避難場所の設定

施設の状況や浸水想定をもとに避難場所を検討しましょう。浸水想定区域外に位置する系列施設や同種類似施設、市が指定した指定緊急避難場所および指定避難所、協力の得られる近隣の安全な施設等への立退き避難（水平避難）、施設の上階等への屋内安全確保（垂直避難）が考えられます。

避難場所の候補は、状況に応じて避難場所を選択できるように、複数の避難場所を検討しておく必要があります。なお、以下の点についても避難場所の検討の目安です。

- ・避難者全員が収容できる十分な広さがある
- ・避難経路上に、土砂災害警戒区域等の危険個所がない

### 【避難場所設定の例】

| 立退き避難（水平避難）の場合  |            |        |                     |
|-----------------|------------|--------|---------------------|
|                 | 避難場所名称     | 移動距離   | 移動手段                |
| 避難場所 1          | 〇〇〇〇（系列施設） | 1.5 km | ・徒歩<br>・車両2台        |
| 避難場所 2          | △△小学校      | 500 m  | ・徒歩                 |
| 屋内安全確保（垂直避難）の場合 |            |        |                     |
|                 | 建物名称       | 避難階    | 移動手段                |
| 屋内安全確保          | 本施設（会議室）   | 3 階    | ・エレベーター<br>・ストレッチャー |

## 2-5-2 避難経路図の作成

施設外に避難する際に危険な場所（がけの下や浸水のおそれのある場所等）を通らないように、避難場所まで安全に移動できる避難経路を事前に決めておくことが重要です。

＜手順1＞避難経路図のベースとなる図面を作成

→施設や避難場所、河川、周辺道路が把握できる範囲を印刷した地図等を使用します

＜手順2＞施設と避難場所に印をつけます

→避難場所が安全な場所かどうか、ハザードマップ等で再確認します

＜手順3＞施設から避難場所までの経路を書き込みます

→避難する人数などを考慮し、可能な限り標高が高い道路を選びます。洪水被害は想定通りにならない場合があるため、さまざまな状況に対応できるように複数の経路を記入します。

＜手順4＞避難経路図をもとに避難場所や避難経路の安全性を確認します

→避難経路に危険個所がないかどうか、実際のルートを確認して注意が必要な場所があれば地図に書き込んでおきます。

※大雨時には土砂災害の危険性もあるため、施設や避難場所、避難場所までの避難経路において、土砂災害の危険性がないかどうか、あわせて確認しましょう。

## 2-6 避難の確保を図るための施設の整備について

情報収集・伝達や避難誘導のために使用する資器材等や、施設内の一時避難に備えて、水や食料等の備蓄、衛生用品や医薬品等を備えておくことが有効です。これらの資器材は常に使用できる状態に保つために定期的な点検や整備を行い、適切に保管します。

また保管場所について周知し、誰もが使えるようにしましょう。

### 【避難確保資器材の例】

| 備蓄品          |   |
|--------------|---|
| 情報収集<br>・伝達  | ・テレビ ・ラジオ ・タブレット ・ファックス<br>・携帯電話 ・懐中電灯 ・電池 ・携帯電話用バッテリー                                      |
| 避難誘導         | ・名簿（従業員、利用者等） ・案内旗 ・タブレット ・携帯電話<br>・懐中電灯 ・携帯用拡声器 ・電池式照明器具 ・電池<br>・携帯電話用バッテリー ・ライフジャケット ・搬送具 |
| 施設内の<br>一時避難 | ・水（1人あたり9ℓ） ・食料（1人あたり9食分）<br>・寝具 ・防寒具   |
| 衛生用品         | ・おむつ ・おしりふき ・タオル ・ウェットティッシュ<br>・マスク ・ゴミ袋  |
| 医薬品          | ・常備薬 ・消毒液 ・包帯 ・絆創膏  |
| その他          | ・ブルーシート ・発電機 ・延長コード ・ポリバケツ  |

## 2-7 防災教育・訓練の実施について

職員等が平常時から備えるべきことや分担して協力すべき対策について、また避難する際に注意すべきポイントなどを確認するため、防災教育・防災訓練に取り組みます。

### ①防災教育

- ・施設の立地条件、避難経路、過去の災害の周知
- ・収集する情報及び収集方法、伝達方法
- ・避難確保計画の内容の周知

### ②防災訓練

- ・情報収集及び伝達訓練
- ・避難訓練（資器材の取扱い訓練含む）

### 3 土砂災害編

#### 3-1 土砂災害の危険性

土砂災害は大雨や地震等が引き金となり、がけ崩れや土石流、地すべりなどを生じさせ、いったん発生すると人命に関する危険性が高く、各地で大きな被害をもたらしています。

それぞれの特徴は以下のとおりです。

##### ①がけ崩れ



がけの地面に水がしみこみ、弱くなった斜面が突然、瞬時に崩れ落ちます。大雨だけでなく、地震により発生する場合があります。その様子に十分に注意して、危険を感じたらすぐに避難することが必要です。

##### ②土石流



谷や斜面にたまった土・石・砂などが、豪雨や長雨による水と一緒に一気に流れ出します。

速度が速く、破壊力もあるため、大きな被害をもたらします。流れの急な川や沢があるところで起こることが多いのが特性です。

##### ③地すべり



比較的ゆるやかな斜面で、地面のすべりやすい面が地下水の影響などでゆっくりと動き出す。

一度に広い範囲がうごくため、被害が大きく、川をせき止めて、洪水を引き起こすこともあります。

#### 3-2 避難確保計画の作成主体及び内容

要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成します。土砂災害防止法施行規則第5条の2に基づき、避難確保計画で定めるべき事項は、次のとおりです。

- ①土砂災害発生時の防災体制に関する事項
- ②土砂災害発生時の避難の誘導に関する事項
- ③土砂災害発生時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④土砂災害発生時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤その他、土砂災害発生時の円・かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

### 3-3 土砂災害時の体制

施設利用者に安全に避難してもらうために、土砂災害が発生する恐れがある場合の防災体制を確立するとともに、平時から体制ごとの職員等の役割分担を設定しておく必要があります。防災体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、次の内容を参考に、施設の実情に応じて設定しましょう。

#### 3-3-1 注意体制

注意体制の設置の目安となる基準は以下のとおりです。

- ・大雨注意報が発表されたとき
- ・台風の接近や大雨が予想されるとき

土砂災害が発生する危険性が高まった際に、素早い対応等ができるように、常に連絡が取れる状態に保っておく体制です。情報収集を行うなど、実際に活動する場合に素早い体制を確立できるよう準備します。

#### 3-3-2 警戒体制

警戒体制の設置の目安となる基準は以下のとおりです。

- ・高齢者等避難（警戒レベル3）が発令されたとき
- ・大雨警報（土砂災害）が発表されたとき
- ・土砂災害の前兆現象が確認されたとき

迅速かつ的確な情報収集に努め、利用者の避難行動を開始する体制です。特に、市が発令する高齢者等避難（警戒レベル3）の情報には十分に注意する必要があります。

##### 【土砂災害の前兆現象】

- ・がけの表面から水が流れだす
- ・がけから水が噴き出す
- ・小石がパラパラと落ちる
- ・がけからの水が濁りだす
- ・がけの樹木が傾く
- ・樹木の根の切れる音がする
- ・樹木の倒れる音がする
- ・がけに割れ目が見える
- ・斜面が膨らみだす
- ・地鳴りがする

#### 3-3-3 非常体制

この体制の設置の目安となる基準は以下のとおりです

- ・避難指示（警戒レベル4）が発令されたとき
- ・土砂災害警戒情報が発表されたとき

施設全体の避難行動を完了させる体制です。夜間や大雨などで足元が良く見えないなど、屋外への避難が困難な場合は、がけ等の斜面とは反対側の2階以上の部屋へ移動します。

### 3-3-4 各体制時の業務内容の例

洪水編の2-3-4を参照してください。

### 3-3-5 事前休業の判断について

洪水編の2-3-5を参照してください。

## 3-4 情報収集・伝達について

洪水編の2-4を参照してください。

## 3-5 避難誘導について

土砂災害は突発的に発生することもあり、また大きな破壊力を有するため、施設から出て土砂災害警戒区域外へ立退き避難（水平避難）を行うことが原則ですが、施設の構造、立地、利用者の状況等を踏まえて、避難行動を検討することが重要です。

### 3-5-1 避難場所の設定

立退き避難（水平避難）は、土砂災害の発生が予想される時期（時間帯）、避難を完了するまでに要する時間等を考慮して避難先を設定します。施設の状況等をもとに、土砂災害警戒区域外に位置する系列施設や同種類似施設、市が指定した指定緊急避難場所および指定避難所、協力の得られる近隣の安全な施設等を検討しましょう。

避難場所の候補は、状況に応じて避難場所を選択できるように、複数の避難場所を検討しておく必要があります。なお、以下の点についても避難場所の検討の目安です。

- ・避難者全員が収容できる十分な広さがある
- ・避難経路上に、土砂災害警戒区域等の危険箇所がない

### 3-5-2 避難経路図の作成

土砂災害時における避難経路は、施設の地理的条件を考慮する必要があります。土砂災害の避難場所、避難経路を土砂災害ハザードマップで確認します。

また、施設が堅固な建物で、がけ等の斜面とは反対側の2階以上かつ土砂災害警戒区域にかからない位置に避難できるスペースがある場合は、そこへ避難すること（屋内安全確保（垂直避難））も検討します。

避難誘導経路図の作成については洪水編2-5-2を参照してください。



### 3-6 避難の確保を図るための施設の整備について

必要となる資器材の準備については洪水編2-6を参照してください。

土砂災害に備えた設備等の対策や資器材を使用した対応として、事前からの壁の補強や非常用サイレン（屋外設置）の設置といった対策も有効です。

### 3-7 防災教育・訓練の実施について

職員等が平常時から備えるべきことや分担して協力すべき対策について、また避難する際に注意すべきポイントなどを確認するため、防災教育・防災訓練に取り組みます。

#### ①防災教育

- 施設の立地条件、避難経路、過去の災害の周知
- 収集する情報及び収集方法、伝達方法
- 避難確保計画の内容の周知
- 土砂災害の前兆現象の周知

#### ②防災訓練

- 情報収集及び伝達訓練
- 避難訓練（資器材の取扱い訓練含む）